

# Press Release

東広島市

令和3年10月29日

部署：総務部職員課

電話番号：(082) 420-0909

## 東広島市職員の処分について

### 1 職員の処分について

#### 【懲戒内容】

- |             |                 |
|-------------|-----------------|
| (1) 所属部局名   | 建設部 維持課 安芸津維持分室 |
| (2) 被処分者の職位 | 主査              |
| (3) 被処分者の名前 | 平岡 尚之           |
| (4) 性別      | 男               |
| (5) 年齢      | 47歳             |
| (6) 処分内容    | 懲戒免職            |
| (7) 処分理由    | 収賄容疑による信用失墜行為   |

市が発注する道路河川等維持業務に関し、特定の業者を下請け業者として推奨するなどの有利かつ便宜な取り計らいを受けたことに対する謝礼及び今後の同様な取り計らいを受けたいとの趣旨であることを知りながら、自己の職務に関する賄賂として現金の供与を受けたことにより起訴される事態に至り、市民の信用を大きく失墜させる結果となったため。

- |           |  |
|-----------|--|
| (8) 処分年月日 | 令和3年10月29日                             |
| (9) その他   | 管理監督責任を問い、部長を戒告処分、維持課安芸津維持分室長を戒告処分とした。 |

### 2 その他

一連の事案に関する管理監督責任を問い、市長の給料を10分の2減額（1か月）、副市長の給料を10分の1減額（1か月）とする。